墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例(案)概要

1 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

(1) 議員報酬の額

(月額)

	×	<u> </u>		分		現行	改正案
議					長	916,000円	917,000円
副			莀		長	787,000円	788,000円
委	員	会	委	員	長	651,000円	652,000円
同		副	委	員	長	628,000円	629,000円
そ	の	他	の	議	員	609,000円	610,000円

(2) 期末手当の支給月数

	現行	平成28年度(案)	平成29年度以降(案)
年間支給月数	3 . 4 4	3 . 5 2 (+0.08)	3 . 5 2 (+0.08)
6月	1.595	1.595()	1.635(+0.04)
12月	1.595	1.595()	1.635(+0.04)
3月	0.250	0.330(+0.08)	0.250()

2 施行期日

- (1) 議員報酬の額に係る改正及び平成29年3月に支給する期末手当に係る改正平成29年1月1日
- (2) 平成29年度以降に支給する期末手当に係る改正 平成29年4月1日